DV被害者を守る法律

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

（内閣府男女共同参画局HP）

DVの通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、DVの防止及び被害者の保護を図るため、平成13年(2001)年、議員立法により成立した法律です。

法律の内容

	内容
①通報・相談	配偶者暴力相談支援センターや警察への通報・相談
② 一時保護	緊急時に安全な場所へ保護（シェルター等）
③ 保護命令	裁判所が被害者の申立てにより加害者に接近・連絡を禁止
④ 自立支援	被害者の生活・就労・住居等に関する自立支援

★ 令和7年（2025年）改正

GPS機器等（位置情報記録・送信装置）に加え、いわゆる**「紛失防止タグ」による位置情報無承諾取得も、被害者への接近禁止命令の禁止行為の対象**になりました。

保護命令について

地方裁判所が、被害者の申立てにより、**相手配偶者に対し、一定の行為を禁止する命令**を発令する制度です。違反すると**2年以下の拘禁刑または200万円以下の罰金刑**に処されることとされています。

保護命令の種類

（１）被害者への接近禁止命令（１年間）
①被害者への電話等禁止命令
②被害者の子への接近禁止命令
③被害者の子への電話等禁止命令
④被害者の親族等への接近禁止命令

（２）退去等命令（２か月（特例６か月））

女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）

（厚生労働省HP）

「罰する」のではなく「寄り添う」法律へ

これまで、売春防止法やDV防止法などを法的根拠に「婦人保護事業」が行われてきました。しかし、女性が抱える問題は**複雑化、多様化、複合化**する中、「保護更生」を目的とした売春防止法では、困難な問題を抱える女性への支援が十分ではないとの課題が顕在化したことから、**自立を包括的に支援する**新たな法律「女性支援法」が制定されました。

基本理念

- ●当事者の意思の尊重　福祉増進
- ●早期からの切れ目ない支援
- ●男女平等　人権擁護

